

第 1 6 号議案

中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 4 年 3 月 2 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

特別休暇として、不妊治療のための休暇を規定する必要がある。

中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年中野区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項各号中「公民権行使等休暇」の次に「、不妊治療のための休暇」を加える。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。